

農地法第4条・5条許可申請の手引き【市街化調整区域の農地転用】

●申請者 4条・・・本人、5条・・・譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）

●申請先 大府市農業委員会事務局

●申請期間 毎月1日から7日の間（休日の場合は前日）

●提出部数 3部 ※申請書以外は2部

提出書類	備考	チェック
☆申請書	正本1部、副本2部（副本1部は添付書類不要）	☐
☆全部事項証明書	法務局発行（1部コピー可）	☐
住民票写し	申請者の住所が全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	☐
町名地番変更証明	申請者の住所が町名変更により、全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	☐
☆位置図（案内図）	申請地を図示（都市計画図、住宅地図など）	☐
☆地番表示図（公図）	申請地、隣接地の登記地目を記入（コピー可）	☐
☆資力を証する書面	残高証明書、通帳の写し、融資証明書など	☐
定款、寄附行為若しくは規約、又は法人登記事項証明書	申請者が法人等の場合、法人登記事項証明書は法務局発行（1部コピー可）	☐
貸借対照表	申請者が法人等の場合（コピー可）	☐
損益計算書	申請者が法人等の場合（コピー可）	☐
委任状	代理人が申請する場合（1部コピー可）	☐
始末書	無断転用や事前着工の場合（1部コピー可）	☐
事業計画書	申請地の合計面積が1,000㎡以上の場合	☐
理由書	資材置場又は駐車場へ転用する場合（土地選定理由、駐車台数の必要根拠を明確にすること）	☐
☆土地利用計画図	申請地全体の土地利用状況がわかるもの（取水・排水系統図と併記可）	☐
取水・排水系統図	排水処理施設、地表の雨水の流れ等を表記	☐
造成計画図	切土や盛土をする場合	☐
建物配置図	建物を建築する場合	☐
建物平面図・立面図	建物を建築する場合	☐
公道払下げ、占用手続き書類写し	該当する場合	☐
農家証明	農家住宅、農業用施設への転用の場合。譲受人の住所が大府市外の場合	☐
農用地利用計画変更通知写し	農振除外案件の場合	☐
農地復元誓約書	一時転用の場合	☐
愛知用水土地改良区意見書等	愛知用水土地改良区の受益地の場合（1部コピー可） ※一時転用の場合も必要	☐

☆必須

裏面へ続く

●注意事項

- ※ 申請の前に、事前協議をお願いします。
- ※ 農振農用地に該当する場合は、事前に農振除外が必要です。
- ※ 愛知県下は3条許可後、3年以内の農地転用は原則禁止です。
- ※ 証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ※ 借入金の都合等でお急ぎの方で、受付確認が必要な場合はお申し付けください。
- ※ 農業者年金経営者移譲年金の受給資格を有する方は、農地を譲渡し・譲受け（貸し借り）することで受給資格を失う場合があります。
- ※ 贈与税・相続税の納税猶予を適用している場合は、農地転用を行うことにより納税が必要になります。
- ※ 農地に利用権が設定されている場合は、耕作者の合意の上、事前に利用権を解約する必要があります。
- ※ 500㎡以上の開発については、雨水対策のための許可が必要になる場合がありますので、水緑公園課へお尋ねください。
- ※ 愛知用水土地改良区の受益地の確認は、愛知用水大府事務所（Tel0562-44-4700）へお尋ねください。
- ※ 汚水排水が生じる場合は、工区長による排水承諾書が必要になる場合がありますので、農業振興課へお尋ねください。
- ※ 農地転用を完了した後は、工事完了報告を提出してください。また、法務局にて登記地目の変更手続きを行ってください。
- ※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局へお尋ねください。

Tel 0562-47-2111（代表）内線343
0562-45-6246（ダイヤルイン）